

宿毛市

(金抜)

新改委 第1号  
高知県 宿毛市 山奈町山田  
市道山田線 測量設計業務委託 実施設計書

履行日数 150 日

令和 3年 7月 6日 積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更の協議を行うものとする。

委託概要			起工又は変更理由
現地測量	1.0式		
路線測量	L=0.065km		
道路詳細設計 (B)	L=0.065km		
図面番号	FROM	TO	
整理番号	-	-	

## 特記仕様書

### 【測量業務】

#### 第1条 共通仕様書の適用について

本業務は、「高知県測量業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

#### 第2条 業務内容

- 1 本業務は、市道山田線（山奈町山田地内）において、現地測量を行うものである。

#### 第3条 測量調査設計業務実績情報システムへの登録

- 1 受注者は、契約時又は変更時において、委託金額が100万円（消費税込み）以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）入力システムに基づき受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けたい。

- (1) 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
- (2) 登録内容の変更時は変更があったときから、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、
- (3) 完了時は完了後10日以内に、
- (4) 訂正時は適宜、

登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、提出の期限は以下のとおりとする。

- 1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- 2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- 3) なお、業務履行中に、受注時登録データに変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

#### 第4条 成果品

- 1 提出する成果品については、以下のものを追加する。
  - (1) 測量機械器具検定証明書(国土交通省公共測量作業規程第14条による)

- (2) 成果品検定証明書、検定記録書(国土交通省公共測量作業規程第15条による)

#### 2 電子納品で提出されたデジタル写真について

- (1) 電子納品により引渡しを受けた成果品のデジタル写真については、電子媒体の副を保管することとなる担当部署において、無断編集等についての調査を行うことがある。

なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

#### 3 各種図面の縮尺は下記のとおりとする。

- ・平面図  $S = 1 / 500$
- ・縦断面  $H = 1 / 500$   $V = 1 / 200$
- ・横断面  $S = 1 / 200$

### 【設計業務】

#### 第5条 共通仕様書の適用について

- 1 本業務は、「高知県土木設計等業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

#### 第6条 管理技術者・照査技術者

##### 土木関係建設コンサルタント業務（200万円未満）

##### 管理技術者

- 1 管理技術者は、本業務の技術上の管理を行うに必要な能力を有する者であること。
- 2 管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。病床、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の了承を得なければならない。

##### 照査技術者及び照査の実施

- 1 照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。
- 2 本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施するもの

## 特記仕様書

とする。又、同要領に基づき作成した資料は設計業務共通仕様書第1107条第5項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

- 3 詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認するうえで、確認マークをするなどして分かりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という。）を原則として実施するものとする。

なお、赤黄チェックの資料は、調査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

- 4 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を発注者に提示するものとする。（詳細設計に限る）

### 第7条 打合せ等

- 1 設計業務の打合せ（対面）は、業務着手時、中間打合せ1回及び成果品納入時の合計3回とし、管理技術者と調査職員が行うものとする。

### 第8条 成果品

- 1 電子納品で提出されたデジタル写真について  
電子納品により引渡しを受けた成果品のデジタル写真については、電子媒体の副を保管することとなる担当部署において、無断編集等についての調査を行うことがある。

なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

### 第9条 再委託

- 1 受注者が契約書6条の再委託の承諾を得た場合及び再々委託を行う場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下、「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

### 第10条 設計業務の内容

- 1 内容は下記のとおりとする。  
(1) 設計計画及び施工計画

- (2) 横断設計  
(3) 仮設構造物・用排水設計  
(4) 設計図  
(5) 数量計算  
(6) 照査  
(7) 報告書作成

### 第11条 設計業務の成果

- 1 設計図面の作成にあたっては、「CAD製図基準（平成29年3月）」に準拠して作成しなければならない。

### 第12条 その他

- 1 その他、疑義のある場合は、調査職員と協議するものとする。

## 委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
測量設計費					
測量業務					
現地測量					
現地測量	式	1			明細表 第1号
路線測量					
路線測量	式	1			明細表 第2号
電子成果品作成費	式	1			
直接業務費					
旅費交通費率分	式	1			



## 委託費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
設計業務					
道路設計					
道路詳細設計	式	1			明細表 第3号
直接経費					
旅費交通費率分	式	1			
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					
一般管理費等	式	1			

## 委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務価格					







明細表 第 2号  
路線測量

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
現地踏査 耕地，平地	km	0.065			
中心線測量 耕地，平地，測点間隔20m，換算曲線数0	km	0.065			
仮BM設置測量 耕地，平地	km	0.065			
縦断測量 耕地，平地	km	0.065			
横断測量 耕地，平地，測点間隔20m，幅45m未満，換算曲線数0	km	0.065			
1 式 当り					

明細表 第 3号  
道路詳細設計

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ 中間打合せ:1 回	業務	1			
道路詳細設計(B) 平地,1~2車線,取付道路・付替水路等の設計:無,L=0.065 km	区間	1			見積
1 式 当り					